

葛卷町再犯防止推進計画

令和6年3月

葛 卷 町

目 次

第1章 計画の基本的事項	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 再犯防止対策の対象者	2
5 計画の推進体制	3
第2章 計画の基本方針	4
1 基本方針	4
2 重点事項	4
第3章 実現に向けた具体的取組	5
基本目標1 広報・啓発活動の推進	5
基本目標2 就労・住居を確保するための取組の推進	6
基本目標3 保健医療・福祉サービスの利用促進	7
基本目標4 非行防止と修学支援	8
資料編	9
犯罪統計データ	9
再犯の防止等の推進に関する法律	14

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

全国における刑法犯認知件数は減少傾向にある一方で、刑法犯検挙人数に占める再犯者数は、平成18年にピークに達した以降は減少しているものの、再犯者の割合（再犯者率）は、平成18年の38.8%から、令和4年には47.9%と上昇傾向にあることから、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、「再犯防止」が重要な取組として認識されるようになりました。

こうした中、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定、施行され、地方自治体は国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた再犯防止に関する施策の策定及び実施の責務を負うことや、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとされました。

国においては平成29年12月に「再犯防止推進計画」、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」を策定し、岩手県においても令和3年3月に「岩手県再犯防止推進計画」を策定しました。

こうしたことから、本町においても再犯の防止等に関する取組を総合的に進めるため、「葛巻町再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者等が社会で孤立することなく、地域社会の理解と協力を得ながら、円滑に社会復帰できるよう支援することで、町民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

3 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とし、社会情勢の変化や国・県の計画の見直し等を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

4 再犯防止施策の対象者

再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」（犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者）を対象とします。

5 計画の推進体制

再犯防止に関する施策は、更生保護をはじめ、高齢・障がい・住宅・雇用・教育など幅広い分野にわたっています。そのため、本計画の推進にあたっては行政だけでなく、各支援機関・団体や地域の協力が必要不可欠です。

町は、盛岡保護観察所や仙台矯正管区の技術的指導を受けながら、町更生保護推進協議会を中心として、行政・各支援機関及び団体・地域の連携強化を図り、直面する課題等の情報共有や今後の取組の方向性等について検討していきます。また、支援が必要なケースが実際に発生した場合は、町住民会計課が窓口となり、関係機関等と連携して支援会議を行い、犯罪をした者等への必要な支援がより適正かつ迅速に行えるよう努めます。

【主な関係機関】

- ・ 盛岡保護観察所

盛岡市内丸 8 番 20 号 盛岡法務合同庁舎 4 階 (TEL : 019-624-3395)

- ・ 仙台矯正管区

仙台市若林区古城 3-23-1 (TEL : 022-286-0111)

- ・ 更生保護法人 岩手保護院

盛岡市下ノ橋町 2-25 (TEL : 019-622-2806)

- ・ 岩手地区更生保護サポートセンター

八幡平市田頭 39-80-1 西根地区市民センター内 (TEL : 0195-78-8355)

- ・ 認定 NPO 法人岩手県就労支援事業者機構 (岩手県更生保護就労支援事業所)

盛岡市松尾町 17-9 岩手県建設業会館 4 階 (TEL : 019-681-7940)

第2章 計画の基本方針

1 基本方針

再犯防止推進法第3条の「基本理念」や、国の再犯防止推進計画の「基本方針」及び「岩手県再犯防止推進計画」を基本とし、本計画が具体的で実効性のあるものとなるよう関係機関などと連携を図りながら取り組みます。

2 重点事項

犯罪をした者等の立ち直りを支援し、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に向け、次の4つの「基本目標」を掲げ、重点的に推進します。

基本目標 1 広報・啓発活動の推進

基本目標 2 就労・住居を確保するための取組の推進

基本目標 3 保健医療・福祉サービスの利用促進

基本目標 4 非行防止と修学支援

※ 基本目標の策定にあたって、現状や課題の整理等については、国の再犯防止推進計画及び岩手県再犯防止推進計画の一部を引用して策定しています。

第3章 実現に向けた具体的取組

基本目標 1 広報・啓発活動の推進

再犯の防止等に関する施策は、町民にとって必ずしも身近ではないことから、町民の関心と理解が得にくく、「社会を明るくする運動」などについても町民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題があります。

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等の自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、再犯の防止と犯罪をした者等の更生の取組について、町民の理解を深め、協力して犯罪や非行のない明るい地域社会を築いていくため、広報・啓発活動に努めます。

1 「社会を明るくする運動」強調月間等における啓発活動の推進

犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動「社会を明るくする運動」を通じて、各関係機関が犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において活動の推進を図ります。

毎年7月は、「社会を明るくする運動」の強調月間となっており、本町においては、強調月間に合わせて啓発活動を行っているほか、町の行事などにおいて関係機関及び団体と連携して街頭啓発活動を行っており、今後も「社会を明るくする運動」について、町民へ広く周知していきます。

2 更生保護団体への活動支援

保護司や更生保護女性の会を中心とする更生保護ボランティアや民間ボランティアが行う「社会を明るくする運動」等に係る活動において、パンフレットや啓発資料の提供等、啓発活動に必要と認める支援を行います。

また、保護司や更生保護女性の会等のボランティア募集の呼び掛けに協力し、人材の確保を支援します。

3 広報紙やくずまきテレビ等による啓発

「社会を明るくする運動」や更生保護団体が行う活動等を紹介し、町民の関心を高め、犯罪や非行のない明るい地域社会を築いていくため、町広報誌やくずまきテレビを活用した啓発活動に取り組みます。

基本目標 2 就労・住居を確保するための取組の推進

刑務所に再び入所した者のうち、再犯時に無職であった者が約7割を占める状況です。また仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクに結びつきやすいことが明らかになっています。しかしながら、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していない、社会人としてのマナーや対人関係の形成や維持のために必要な能力を身に付けていない、自らの能力に応じた適切な職業選択ができない、あるいは犯罪をした者等の中には、障がいを抱えている場合があるなど、就労や就労定着が難しい者が少なからず存在することなどの課題があります。

また、刑務所満期出所者のうち約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること、これらの者の再犯にいたるまでの期間が帰住先の確保されている者と比較して短くなっていることが明らかとなっています。適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯防止を図る上で最も重要であることから、就労と住居の確保のための支援に努めます。

1 就労の確保

刑務所出所者等であるか否かに関係なく、利用可能な既存の各種施策、制度の活用を含め、矯正施設、就労支援事業所、ハローワークやシルバー人材センターなどの関係機関及び団体と連携し、就労確保の支援を行います。

また、保護司と連携して、協力雇用主との定期的な情報交換や犯罪をした者等への就労後の継続したフォローなど、就労定着に向けた取組を行うとともに、協力雇用主に対する支援制度等の情報提供を行い、町内の事業所に対して、協力雇用主制度への新規登録企業の増加を目的に制度周知を図るなど、就労支援の充実に向けた取組を行います。

2 住居の確保

犯罪をした者等の住居を確保するため、町ホームページなどを活用し、町営住宅の募集や空き家などの情報を提供します。

また、犯罪をした者等が自立した生活ができるよう更生保護施設と連携して、居住支援、住居確保に努めます。

基本目標 3 保健医療・福祉サービスの利用促進

高齢者が出所後2年以内に刑務所に再入所する割合は、他の世代に比べて高く、また、高齢者や知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかになっています。

犯罪をした高齢者又は障がいがある者等の再犯防止のためには、必要な福祉的支援に結び付けることなどが、犯罪等の常習化を防ぐために重要ですが、保健医療や福祉サービスを受けられるにもかかわらず、その手続きを行わない者もいることから、そのような者に対しても地域社会に復帰し自立した社会生活を営むために必要となる保健医療や福祉サービスなどの支援につなげていくことが大切です。

犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るために、関係機関及び団体と連携・協力して、適正かつ適切に保健医療・福祉サービスを受けられるよう支援します。

1 相談・支援の充実

個々のニーズに応じた様々な相談に対応できる体制を整えるとともに、相談内容に応じた各種サービスを提供できるよう、関係機関及び団体と連携し、相談・支援体制の充実を図ります。

2 保健医療・福祉サービスの利用支援

保健医療・福祉サービスを適正かつ適切に受けられるよう情報提供を行うとともに、関係機関と連携して利用を支援します。

3 成年後見制度の利用促進

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な犯罪をした者等が、介護福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理など、地域において自立した生活が送れるよう、成年後見制度の利用について支援します。

基本目標 4 非行防止と修学支援

全国では、中学校卒業後、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にありますが、その一方で少年院入所者の 25%程度、入所受刑者の 35%程度が中学校卒業後に高等学校へ進学していない状況となっています。

また、本県における少年の刑法犯検挙（補導）人員は減少傾向にあるものの、小・中学生が占める割合が5割を超えており、再犯者率の上昇等が懸念されております。

非行の原因には、少年自身の規範意識・コミュニケーション能力の低下や、規範意識の醸成を担ってきた家庭・地域における教育機能の低下、学校生活におけるいじめなども大きな要因として挙げられますが、その原因としては、近年の都市化、核家族化、少子化、地縁的つながりの希薄化など、学校や家庭を取り巻く社会的状況の変化が考えられます。

こうした背景を踏まえ、小・中学校における非行の未然防止に向けた取組や非行などに至った児童・生徒のための支援等が重要であることから、非行の防止と修学支援の充実に努めます。

1 非行の防止と修学支援

非行は、家庭、学校、地域の問題が複雑に絡み合って発生しており、それぞれの緊密な連携のもと、不登校やいじめを未然に防ぐ取組を含めた一体的な非行防止と子どもの居場所づくりを推進していくことが重要です。

各小・中学校、関係機関及び団体と連携し、情報共有を図りながら、非行の防止と必要な修学支援を行います。

2 保護司及び更生保護女性の会による学校訪問

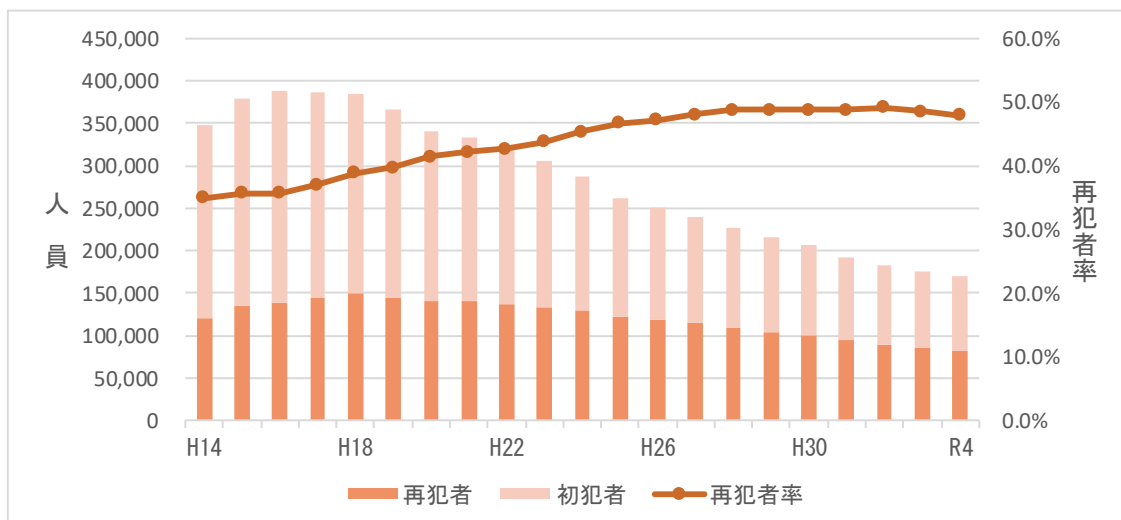
更生保護女性の会の手作りによる「非行帽子（防止）マスコット」の贈呈や放課後児童を対象とした「子ども料理教室」などを機会に学校訪問を行い、「社会を明るくする運動」を中心とした保護司及び更生保護女性の会の活動を紹介するなど、児童・生徒の非行の未然防止に向けた取組を行います。

犯罪統計データ

1 全国の刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

(単位：人)

年次	検挙人員	初犯者	再犯者	再犯者率
H14	347,558	226,217	121,341	34.9%
H15	379,602	244,307	135,295	35.6%
H16	389,027	250,030	138,997	35.7%
H17	386,955	243,410	143,545	37.1%
H18	384,250	235,086	149,164	38.8%
H19	365,577	220,525	145,052	39.7%
H20	339,752	198,813	140,939	41.5%
H21	332,888	192,457	140,431	42.2%
H22	322,620	185,006	137,614	42.7%
H23	305,631	171,907	133,724	43.8%
H24	287,021	156,944	130,077	45.3%
H25	262,486	139,848	122,638	46.7%
H26	251,115	132,734	118,381	47.1%
H27	239,355	124,411	114,944	48.0%
H28	226,376	116,070	110,306	48.7%
H29	215,003	110,229	104,774	48.7%
H30	206,094	105,493	100,601	48.8%
R1	192,607	98,640	93,967	48.8%
R2	182,582	92,915	89,667	49.1%
R3	175,041	90,009	85,032	48.6%
R4	169,409	88,226	81,183	47.9%



令和5年版犯罪白書より

注1 警察庁の統計による。

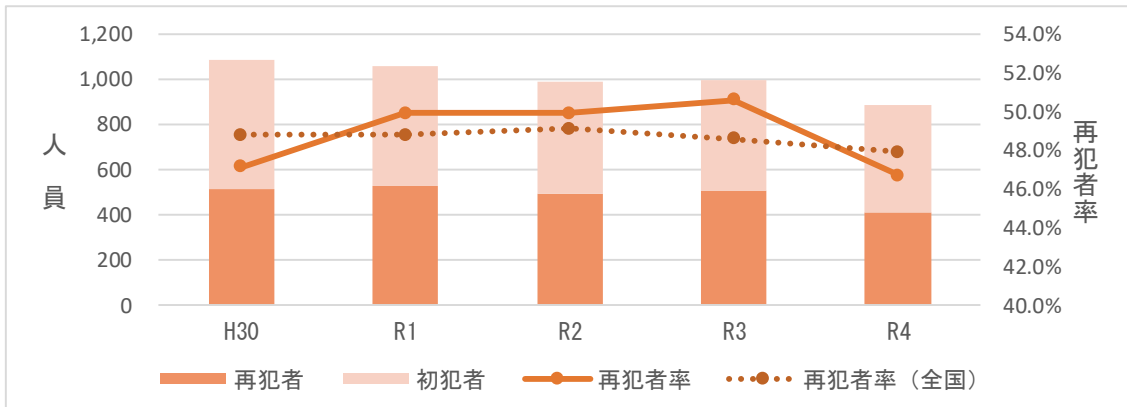
2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された人のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された人をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

2 岩手県の刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

(単位：人、%)

年次	検挙人員	初犯者	再犯者	再犯者率
H30	1,086	574	512	47.1%
R1	1,060	531	529	49.9%
R2	988	495	493	49.9%
R3	996	492	504	50.6%
R4	884	471	413	46.7%



資料：法務省矯正局データ

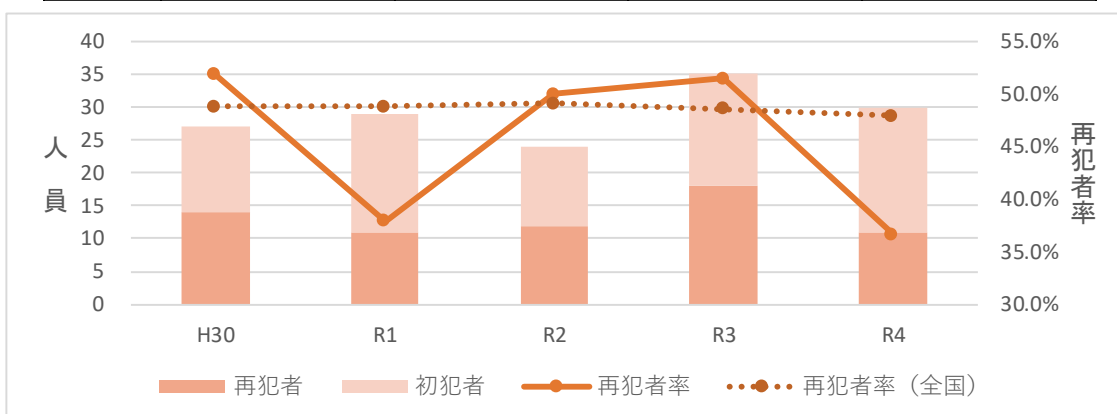
- 注1 「再犯者」とは、前科又は前歴を有する者をいう。
 注2 犯行時年齢が20歳以上の者を計上している。

3 岩手警察署管内の犯罪統計データ

■ 刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

(単位：人、%)

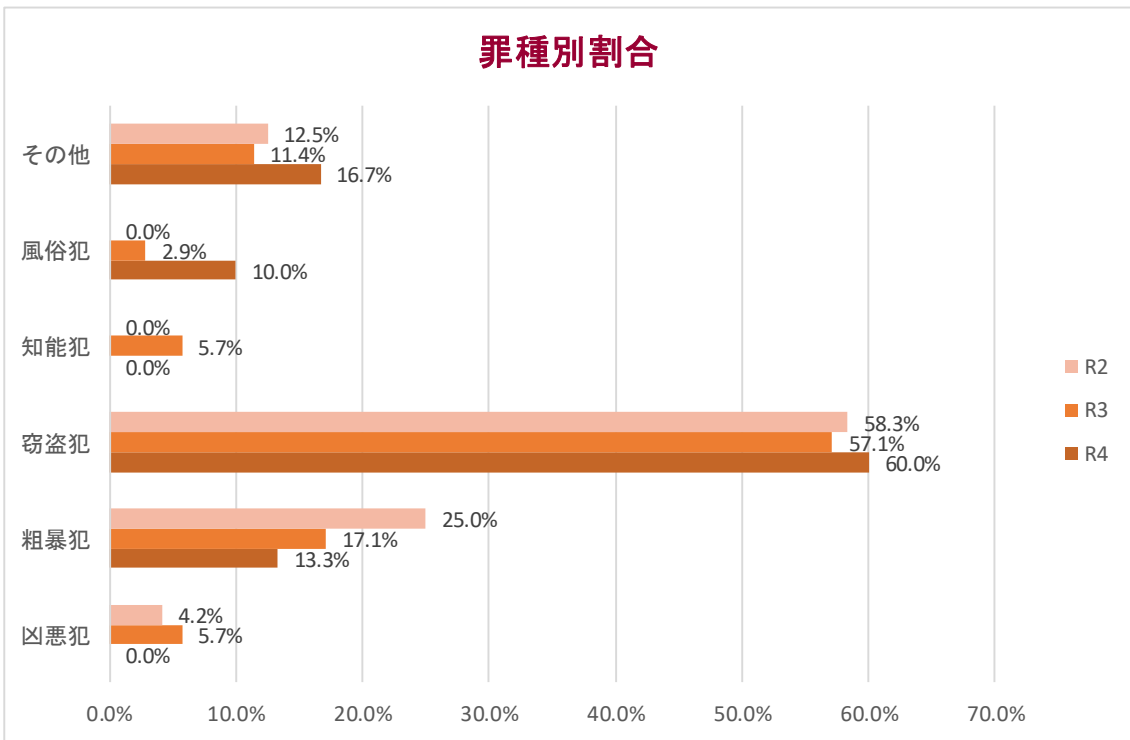
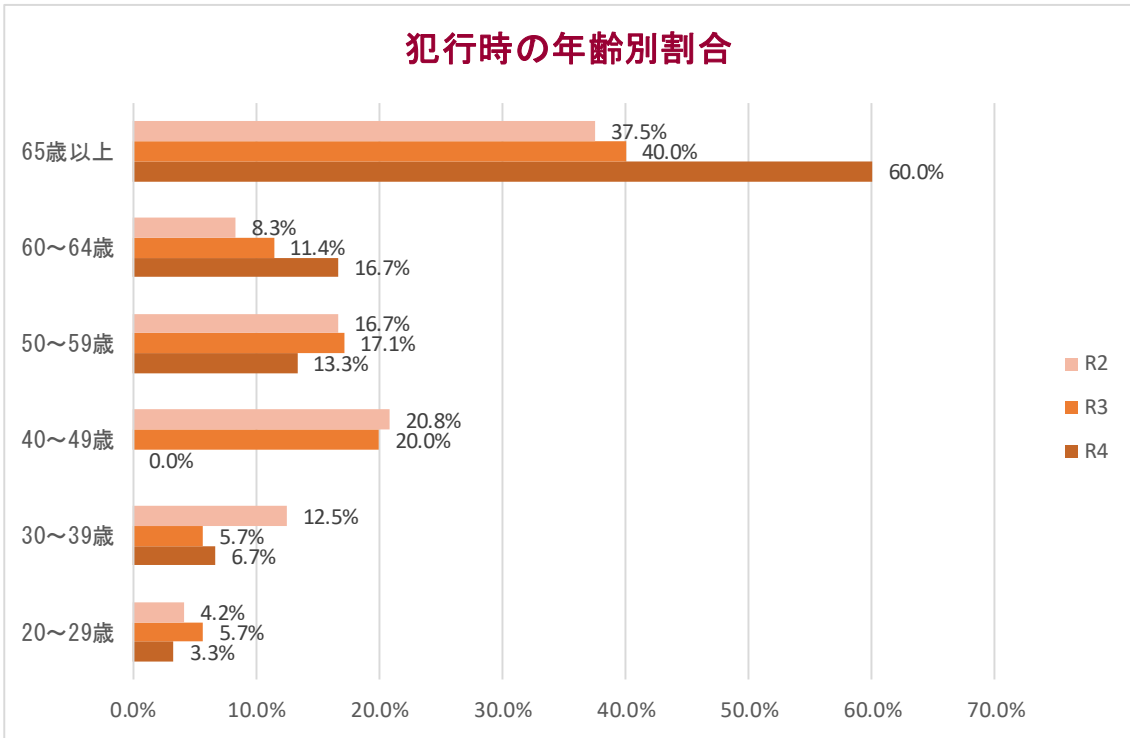
年次	検挙人員	初犯者	再犯者	再犯者率
H30	27	13	14	51.9%
R1	29	18	11	37.9%
R2	24	12	12	50.0%
R3	35	17	18	51.4%
R4	30	19	11	36.7%



■ 罪種別 犯行時の年齢別 検挙人員 (少年を除く)

(単位：人)

区分	総数	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
R2	刑法犯総数	24	1	3	5	4	9
	凶悪犯	1	0	1	0	0	0
	粗暴犯	6	0	1	4	1	0
	窃盗犯	14	1	0	1	2	9
	知能犯	0	0	0	0	0	0
	風俗犯	0	0	0	0	0	0
	その他	3	0	1	0	1	1
R3	刑法犯総数	35	2	2	7	6	14
	凶悪犯	2	0	0	0	1	1
	粗暴犯	6	1	0	3	0	2
	窃盗犯	20	1	1	1	3	10
	知能犯	2	0	0	1	0	1
	風俗犯	1	0	0	0	1	0
	その他	4	0	1	2	1	0
R4	刑法犯総数	30	1	2	0	4	18
	凶悪犯	0	0	0	0	0	0
	粗暴犯	4	0	1	0	0	2
	窃盗犯	18	0	1	0	4	9
	知能犯	0	0	0	0	0	0
	風俗犯	3	1	0	0	0	2
	その他	5	0	0	0	0	5



【参考】用語の解説

刑 法 犯	凶悪犯	殺人・強盗・放火・強制性交等の犯罪をいう
	粗暴犯	暴行・傷害・脅迫・恐喝等の犯罪をいう
	窃盗犯	他人の財産を窃取する全ての行為（空巢、万引き、自転車盗など）をいう
	知能犯	詐欺・横領・偽造・贈賄・背任等の犯罪をいう
	風俗犯	わいせつ・賭博等の犯罪をいう

■ 罪種別 犯行時の職業別 検挙人員（少年を除く）

（単位：人）

区分	総数	有職者	無職		
			学生・生徒等	無職者	
R2	刑法犯総数	24	11	0	13
	凶悪犯	1	0	0	1
	粗暴犯	6	4	0	2
	窃盗犯	14	4	0	10
	知能犯	0	0	0	0
	風俗犯	0	0	0	0
	その他	3	3	0	0
R3	刑法犯総数	35	12	0	23
	凶悪犯	2	0	0	2
	粗暴犯	6	3	0	3
	窃盗犯	20	4	0	16
	知能犯	2	1	0	1
	風俗犯	1	1	0	0
	その他	4	3	0	1
R4	刑法犯総数	30	11	0	19
	凶悪犯	0	0	0	0
	粗暴犯	4	2	0	2
	窃盗犯	18	6	0	12
	知能犯	0	0	0	0
	風俗犯	3	2	0	1
	その他	5	1	0	4

注1 資料：法務省矯正局提供データ

2 「再犯者」とは、前科又は前歴を有する者をいう。

3 犯行時年齢が20歳以上の者を計上している。

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年 12 月 14 日法律第 104 号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携、情報の提供等）

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（再犯防止啓発月間）

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

（再犯防止推進計画）

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
 - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

- 第八条** 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

- 第九条** 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

- 第十条** 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

- 第十一条** 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。
- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

- 第十二条** 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

- 第十三条** 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

- 第十四条** 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機

会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。